

児童手当制度の概要

成育局 成育環境課児童手当管理室

1 事業の目的等

<児童手当等交付金> 令和6年度予算案 1兆5,246億円 (1兆2,199億円) ※()内は前年度当初予算額

- 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。
 - 「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、①所得制限の撤廃、②高校生年代までの支給期間の延長、③多子加算について第3子以降3万円（※）、とする抜本的拡充を行う。これら、抜本的拡充のための所要の法案を次期通常国会に提出し、令和6年10月分から実施する。その際、支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とし、拡充後の初回支給を令和6年12月とする。
- ※多子加算のカウント方法については、現在の高校生年代までの扱いを見直し、大学生に限らず、22歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とする。

2 事業の概要・スキーム

	拡充前（令和6年9月分まで）	拡充後（令和6年10月分以降） ※法案（検討中）の内容																												
支給対象	中学校修了までの国内に住所を有する児童 （15歳到達後の最初の年度末まで）	高校生年代まで の国内に住所を有する児童 （18歳到達後の最初の年度末まで）																												
所得制限	所得限度額：960万円未満（年収ベース、夫婦とこども2人） ※年収1,200万円以上の者は支給対象外	所得制限なし																												
手当月額	3歳未満 一律：15,000円 3歳～小学校修了まで 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：15,000円 - 中学生 一律：10,000円 - 所得制限以上 一律：5,000円（当分の間の特例給付）	3歳未満 第1子、第2子：15,000円 第3子以降：30,000円 3歳～高校生年代 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：30,000円																												
受給資格者	- 監護生計要件を満たす父母等 - 児童が施設に入所している場合は施設の設置者等	同左																												
実施主体	市区町村（法定受託事務） ※公務員は所属庁で実施	同左																												
支払期月	3回（2月、6月、10月）（各前月までの4カ月分を支払）	6回（偶数月） （各前月までの2カ月分を支払）																												
費用負担	<table><thead><tr><th></th><th>被用者</th><th>非被用者</th><th>公務員</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">3歳未満</td><td>児童手当 特例給付（所得制限以上） 事業主 7/15 国 16/45 地方 8/45</td><td>国 2/3 地方 1/3</td><td rowspan="2">所属庁 10/10</td></tr><tr><td>国 2/3 地方 1/3</td><td>国 2/3 地方 1/3</td></tr><tr><td rowspan="2">3歳以降</td><td>児童手当 特例給付（所得制限以上） 国 2/3 地方 1/3</td><td>国 2/3 地方 1/3</td><td rowspan="2">所属庁 10/10</td></tr><tr><td>国 2/3 地方 1/3</td><td>国 2/3 地方 1/3</td></tr></tbody></table>		被用者	非被用者	公務員	3歳未満	児童手当 特例給付（所得制限以上） 事業主 7/15 国 16/45 地方 8/45	国 2/3 地方 1/3	所属庁 10/10	国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3	3歳以降	児童手当 特例給付（所得制限以上） 国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3	所属庁 10/10	国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3	<table><thead><tr><th></th><th>被用者</th><th>非被用者</th><th>公務員</th></tr></thead><tbody><tr><td>3歳未満</td><td>支援納付金（※） 3/5 事業主 2/5</td><td>支援納付金 3/5 国 4/15 地方 2/15</td><td>所属庁 10/10</td></tr><tr><td>3歳以降</td><td>支援納付金 1/3 国 4/9 地方 2/9</td><td>支援納付金 1/3 国 4/9 地方 2/9</td><td>所属庁 10/10</td></tr></tbody></table> ※こども・子育て支援金制度（仮称）の創設等に関する法案を次期通常国会に提出予定。支援納付金の収納が満年度化するまでの間、つなぎとしてこども・子育て支援特例公債を発行。		被用者	非被用者	公務員	3歳未満	支援納付金（※） 3/5 事業主 2/5	支援納付金 3/5 国 4/15 地方 2/15	所属庁 10/10	3歳以降	支援納付金 1/3 国 4/9 地方 2/9	支援納付金 1/3 国 4/9 地方 2/9	所属庁 10/10
	被用者	非被用者	公務員																											
3歳未満	児童手当 特例給付（所得制限以上） 事業主 7/15 国 16/45 地方 8/45	国 2/3 地方 1/3	所属庁 10/10																											
	国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3																												
3歳以降	児童手当 特例給付（所得制限以上） 国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3	所属庁 10/10																											
	国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3																												
	被用者	非被用者	公務員																											
3歳未満	支援納付金（※） 3/5 事業主 2/5	支援納付金 3/5 国 4/15 地方 2/15	所属庁 10/10																											
3歳以降	支援納付金 1/3 国 4/9 地方 2/9	支援納付金 1/3 国 4/9 地方 2/9	所属庁 10/10																											

※上記のほか、児童手当の抜本的拡充の円滑な実施に向けて、地方公共団体が行うシステム改修等に対する奨励的な補助経費を令和5年度補正予算で計上。（232億円、補助率10/10）